

淀川鳥獣保護区 保護に関する指針

大 阪 府

1 名 称

淀川鳥獣保護区

2 区 域

淀川本川及び淀川河口部のうち、大阪府と京都府の境界と同境界から下流の左右岸堤防、阪神高速湾岸線、阪神高速湾岸線と大阪市矢倉緑地北西端を結ぶ最短線並びに大阪市矢倉緑地西側及び南側外周線で囲まれた区域並びに大阪市矢倉緑地の区域

3 面 積

約 2, 5 0 0 ha

4 存続期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで

5 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

6 鳥獣保護区の指定目的

(1) 地域の概況

淀川鳥獣保護区は、京都府との府境から南西に流れる淀川の左右岸堤防から河口部を含む区域である。

淀川は全国 7 位の流域面積 8, 240 k m²を有する西日本では最大の河川である。鳥獣保護区の上流部は比較的流れが速いが、全体的には水量が豊富なゆったりした流れである。淀川大堰から下流部は汽水域となっており、潮の干満の影響を受け、干潟も見られる。

枚方大橋から下流の両岸には、船の航行のため、河川流心の流速を上げて土砂の堆積を減らし、水深を深くするためのケレップと呼ばれる水制が明治期に施工されており、この水制がある場所に、川が運ぶ有機物や土砂が堆積し、そこにワンドと呼ばれる本流とつながる浅い池が随所に形成されている。ワンドはイタセンパラをはじめとする在来魚類の貴重な生息地となっている。

河川敷には、ヨシやセイタカヨシ、オギの群落が発達し、鶉殿や豊里地区、城北地区、中津付近にまとまったヨシ原が見られる。特に鶉殿のヨシ原は、

面積が大きく、火入れ等によりヨシ原として維持管理がなされている。なお、淀川の汽水域、ワンド群及び鶯殿はいずれも大阪府レッドリストにおける生物多様性ホットスポットのAランクに選定されている。

また、本地域は淀川河川公園として管理し、各種球技場やサイクリングコース、バーベキュー場等が整備されており、多くの市民に利用されている。

(2) 鳥獣の生息状況

現地調査及び文献調査により鳥獣の生息状況を確認した。

本調査では、鳥類 275 種の生息が確認され、このうち留鳥は 53 種、夏鳥は 23 種、冬鳥は 74 種、旅鳥は 58 種であった。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種は、ハヤブサやチュウヒなど 5 種、国際希少野生動植物種は、メダイチドリなど 6 種であった。また、環境省レッドリスト掲載種は、シロチドリやセイタカシギ、コアジサシ、チュウヒなど 46 種、大阪府レッドデータブック掲載種は、ヒクイナやイカルチドリ、オオヨシキリなど 70 種であった。

繁殖期に実施した現地調査では、確認された 38 種のうち 18 種で繁殖を示唆する行動が確認されている。

このように、本地域は、多くの留鳥の生息地・繁殖地として利用されているばかりでなく、カモ類などの冬鳥の越冬地、シギ・チドリ類などの渡来地として極めて多くの種が利用しており、この中には、希少性の高い種も多く含まれていることから、鳥類の生息地として重要であるといえる。

また、獣類では大阪府レッドデータブック掲載種であるキツネやカヤネズミのほか、コウベモグラやタヌキなどの生息が確認されており、多くの野生鳥獣の良好な生息地となっている。

(3) 保護管理に関する事項

野生鳥獣の生息状況、生息環境を把握するため、NPO等による野生鳥獣の生息状況調査を実施し、科学的データの収集・蓄積に努め、今後の保護管理に反映させる。

行政職員による巡視や警察と連携した密猟の取締りを実施するとともに、鳥獣保護区の境界を明示する標識を設置するなど鳥獣保護区の適切な管理に努める。

また、行政機関やNPO等と連携し、野鳥観察など人と野生鳥獣との触れ

合いの場や自然環境学習の場として学校教育等に積極的に活用されるよう普及啓発に努める。